

2021年7月20日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 様

株式会社 朝日新聞社
大阪本社販売局長 竹之内 敏



ご 回 答

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は新聞事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴法人から弊社代表取締役宛に送付されました2021年6月21日付「申入書」（以下「本件申入書」）につきまして、担当部門である大阪本社販売局から下記の通り回答いたします。なお、今回の申入れには、独立した経営主体である朝日新聞販売所（以下「ASA」）が行う取引に関する事項が含まれますが、併せて弊社からお答えいたします。

敬具

記

1. 貴法人からは、ASAが購読者と締結する「朝日新聞購読契約書」の裏面に記載された「購読料の改定が行われた場合は、新購読料といたします」との契約条項（以下「本件契約条項」）が消費者契約法第10条に該当するとして、本件契約条項の削除と、同意のない値上げ後の購読料請求や解約を認めない対応をしないようASAに指導することを、本件申入書によりご要望いただきました。
2. しかし、そもそも弊社ではASAに対して、購読料の改定の趣旨を購読者に丁寧の説明し、改定についてご理解いただけるよう努めるとともに、購読者のご要望に応じて解約にも応じるよう、助言を行っております。

また、上記の点に加え、下記のような理由・背景からしますと、弊社としましては、本件契約条項は信義則に反するといえるほど消費者の利益を一方的に害するものとは解されず、消費者契約法第10条には該当しないものと考えております。

- ・弊紙・朝日新聞の新聞購読契約は、ASAが購読者に対し、本件契約条項を含む契約事項及び重要事項を十分にご説明し、ご理解いただいたうえで締結しております。
- ・今回の購読料の改定は、消費税率引き上げに伴う改定以外では、1993年12月以来、27年7カ月ぶりとなります。購読料を据え置きつつ、良質な紙面を変わらずお届けできるよう弊社では、新聞製作の合理化、人件費や経費の削減を進めてきました。一方、

新聞製作経費の上昇、配達網を担う人手の不足、さらに現下の新型コロナウイルス禍も経営環境の悪化を招いており、改定前の購読料では、新聞を毎日、各家庭にお届けするという戸別配達を維持することが困難となったことから、やむを得ず今回の購読料の改定に至った次第です。

- ・購読料改定の経緯、内容につきましては、改定20日前の2021年6月10日の朝刊1面と25面に説明記事を掲載したほか、朝日新聞デジタル及び弊社コーポレートサイトにおいて詳細に説明し、購読者のみなさまに対しご理解をお願いしております。また、ASAでは、6月10日以降、購読料改定をお知らせする挨拶状を各購読者にお届けしたほか、6月下旬からの購読料集金時にも購読料改定をお伝えし、ご理解を賜るようお願いしております。さらに、実際にASAにおいて、購読料改定を理由にした、購読者からの解約の申入れには応じております。

3. 上記の理由から、弊社と致しましては、本件契約条項は消費者契約法第10条に該当するとして削除する必要があるものとは考えておりません。いただいたご指摘につきましては真摯に受け止め、引き続き購読者のご理解を得るよう努めるとともに、購読者のみなさまのお役に立てるよう、商品とサービスの一層の充実に全力を尽くしてまいります。

以上